

静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例をここに公布する。

令和3年8月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第27号

静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第4条、第6条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例（平成14年静岡県条例第45号）第4条第2項のがんセンター局の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 がんセンター事業の管理者（以下「管理者」という。）は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 管理者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第3条 法第6条第2項の条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第4条 管理者は、法第7条第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(人事委員会規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。